

# 平成22年度 同窓会総会

平成22年9月18日（土） 13:00～

於 本校 大会議室

## 次 第

- 1 開式の辞
- 2 同窓会長挨拶
- 3 同窓会役員紹介
- 4 出席者自己紹介（平成21年度卒業クラス幹事他）
- 5 議長選出
- 6 協議（会計年度は10月1日から翌年9月末日まで）
  - （1）平成21年度事業報告、決算見込報告、監査報告
  - （2）平成22年度事業計画案、予算案
  - （3）役員改選
  - （4）細則改正
  - （5）その他

※ 資料…会則
- 7 閉式の辞

## 協議（１）平成２１年度事業報告、決算見込報告、監査報告

### 事業報告

- 1 平成２１年 ９月１９日 平成２１年度総会
- 2 平成２２年 ２月１９日 マラソン大会 補食費（バナナ）補助
- 3 平成２２年 ３月 ４日 同窓会入会式 記念品贈呈 副会長出席
- 4 平成２２年 ３月 餞別等慶弔にかかわる活動
- 5 平成２２年 ６月 空調機器設費用（１００万円）補助
- 6 各部活動 関東大会及び全国大会出場補助事業及び広報活動（懸垂幕の制作）
- 7 その他

## 平成２１年度決算見込報告ならびに監査報告

別紙ご参照ください。以上のとおり間違いありません。

平成２２年９月４日 会計 加賀谷 城幸 印

平成２１年度決算について監査の結果、予算の執行は適切であり収入収支ともに正確で関係帳簿も適正に処理されていることを報告します。

平成２２年９月１１日 監査 高橋 裕司 印

## 協議（２）平成２２年度事業計画案、予算案

### 事業計画案

- 1 平成２２年 ９月１８日 平成２２年度総会
- 2 各部活動に関する広報活動
- 3 同窓会活動に関する会議
- 4 学校行事及、教育活動に対する補助及び教育環境の整備等の援助  
\*普通教室への扇風機設置他（未定）
- 5 平成２３年 ３月４日（金） 同窓会入会式 記念品贈呈
- 6 平成２３年 ３月 餞別等慶弔にかかわる活動
- 7 各部活動 関東大会及び全国大会補助事業
- 8 同窓会活動に関する広報活動（ホームページの運営）

## 平成２１年度予算（案）

別紙参照ください

協議（３）役員改選（全員留任されました）

協議（４）細則改正

協議（５）その他

## 柏市立柏高等学校同窓会会則

（名称）

第1条 本会は柏市立柏高等学校同窓会と称し、事務局を同校に置く。

（目的）

第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 母校の教育活動、教育環境の整備等の援助
- (3) その他本会の目的を達成させるための必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 柏市立柏高等学校の卒業生（会員）
- (2) 母校の現職員及び転退職した職員（特別会員）

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 名誉会長1名
- (3) 副会長2名
- (4) 書記若干名
- (5) 会計若干名
- (6) 常任幹事及び幹事
- (7) 監査2名

（役員を選任）

第6条

- (1) 名誉会長は母校校長を推挙する。
- (2) 会長、副会長及び監査は総会において選出する。
- (3) 書記及び会計は会長が委嘱する。
- (4) 幹事は各卒業年度別クラス毎に若干名選出し、会長が委嘱する。
- (5) 常任幹事は幹事の中から2名互選し、会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (3) 書記、会計、常任幹事、幹事はそれぞれ会長より委嘱された業務を遂行する。
- (4) 監査は本会の事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

(顧問)

第 9 条 本会には顧問を置くことができる。顧問は役員会で推薦し総会の承認を受けたものとする。顧問は会長の求めに応じ、随時会議に出席し意見を述べるができる。

(会議)

第 10 条 会議は総会、役員会及び連絡会議とする。

(総会)

第 11 条 総会は最高の議決機関で毎年 1 回翔鷹祭 2 日目文化の部午後 1 時に開催する。ただし会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

総会は下記の事項を行う。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画の決定
- (3) 予算の決定
- (4) 役員選出
- (5) 会則の制定及び改廃
- (6) その他必要な事項

(役員会)

第 12 条 役員会は会長、副会長、書記、会計をもって構成する。必要に応じ次の事項を行う。ただし監査は役員会に出席し、意見を述べるができる。

(連絡会議)

第 13 条 連絡会議は役員、常任理事及び幹事をもって構成する。会長が必要に応じ招集し、必要な連絡事項を伝達する。

(会議の議決)

第 14 条 総会の議決は出席者の過半数による。

(会計)

第 15 条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。その額は別に定める。

(会計年度)

第 16 条 会計年度は 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

付 則

- (1) 本会の会則は総会の決議により改正することができる。
- (2) 必要に応じて細則を設けることができる。
- (3) この会則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

細 則

(会費) 終身会費として、1 人 5, 0 0 0 円とする。

(慶弔) 現職員死亡の場合、その他役員会が必要と認めた場合、20,000円とする。

(職員の餞別) 職員は10,000円とする。臨時任用及び非常勤職員は(1年以上)は5,000円とする。

(部活動後援費) 全国大会出場の部活に対し、1部活5万円を上限として補助することができるものとする。

(同窓会名簿) 会長が必要と認めたとき、会員名簿の発行ができる。

(会計) 学校の後援事業、卒業記念品、その他会長が必要と思われる事業について予算案に基づき、会計業務を執行する。

## 改正

1989年 5・6・7条・細則

1990年 5・6・12条・細則

1995年 4・5・6・7・10・11・12・13・14・15・16条・細則

1997年 細則

1998年 細則

2002年 細則

2007年 11条

2010年 細則